

松原市教育委員会 1月定例会 議事録

1. 日 時 令和2年1月22日(水) 午後3時00分

2. 場 所 松原市役所 庁議室

3. 付議事件等

- (1) 議 案
- 第1号 教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に補助執行させるものに係る事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
 - 第2号 松原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
 - 第3号 松原市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインの策定について
 - 第4号 松原市図書館適正配置等検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について
 - 第5号 松原市民図書館管理運営規則等の一部を改正する規則の制定について
 - 第6号 松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定について
 - 第7号 松原市民図書館ボランティア活動要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - 第8号 松原市民図書館における電子書籍の利用に係る管理運営に関する要綱を廃止する要綱の制定について

出席委員 美濃教育長 栗崎教育委員 田中教育委員 有馬教育委員 和田教育委員
佐野教育委員

事務局 伊藤教育総務部長 横田学校教育部長 坂野市民協働部長 大倉理事
吉岡教育総務部次長 浦井教育総務部副理事
小川教育総務部副理事兼学校給食課長 岡林学校教育部次長
北野市民協働部次長
宮本教育政策課長 芝田文化財課長 幸教職員課長 森教育推進課長
前崎地域教育課長 道屋教育研修センター長 津村いきがい学習課長
手東市民図書館長

それでは会議に入りたいと思います。ただいまの出席委員は5名でございます。私を含めまして、定足数にたちしておりますので、会議は成立しております。

これより、1月定例教育委員会を開催いたします。

なお、田中教育総務課長が欠席との届け出がございましたので、ご報告いたします。

12月の定例会の会議録につきましては、まだでき上がっておりませんので、次回の定例教育委員会でお諮りをしたいというふうに思います。

次に、本日の会議録の署名委員を指名いたします。委員会会議規則第17条第2項の規定により、有馬委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、教育長報告を行います。お手元の資料に基づき報告させていただきます。

12月25日から27日まで、海外交流事業ということで、中学生、子どもたちと一緒に台湾の台北市へ行ってまいりました。詳しい内容につきましては、後ほど事務局から報告をいたします。3日間でしたけれども、非常に内容の詰まった体験ができたのではないかと思います。関西国際空港まで向かうバスの中で、事前の指導というのでしょうか、子どもたちの前でいろいろなやりとりをしている中では、最初はちょっとかたいな、という感じがあったのですが、実際、向こうに着いてからは、すごく伸び伸びと頑張っていましたし、日本に帰ってきてから、関西国際空港からのバスの中でも、非常に充実した様子が見てとれました。

それから年が明けて、1月10日には、大阪府都市教育長協議会に出席してまいりました。令和2年度の行事予定などの連絡事項がありましたり、経産省のほうから、サービス政策課の浅野課長ほか、関係者の方が来られて「GIGAスクール構想」に関しての政府の構想についての説明がございました。

それから1月12日には、松原市の消防出初式が大和川の河川敷で行われました。この欄には書いてありませんけれども、同じ日の午後に、新成人との「はたちの夢&トーク」というものがありました。7つの中学校それぞれの卒業生7名、今回新成人になる方と、市長と私とのトーク会でございました。その様子は広報にもまた後日掲載されると思いますけれども、少しだけ気になったのが、1人の方が言っていたのですが、自分は今大学生になっていて、いろいろな県から来た人と友たちになったのだけれども、大阪の松原ってどんな所と聞かれて、すぐに答えられなかったというのが気になっていると。松原の良さとか特徴というのを、ぱっと言えなかった自分がちょっとというような話がありました。それは、とりもなおさず、それまで育てた中で、松原のことについてしっかり学んだり、PRするような場面が少なかったのかなというのも逆に感じたところです。

それから1月13日には、教育委員の皆様と一緒に成人式に出席させていただきました。特に事故もなく、落ちついた式ができたのではないかと思います。卒業アルバムを編集したスライドショーであるとか、小学校、中学校の恩師の先生方のビデオレターなど、見ていて参加者もすごく楽しんでいたように思います。

それから1月14日、15日、17日は、ISS、インターナショナルセーフスクールの国際認証に向けた事前審査が、松原中学校区、第六中学校区

で行われました。来年行われます審査に向けてのご指摘もいろいろいただいたところでございます。

それから18日には、第69回社会を明るくする運動の第5回スピーチコンテストが文化会館で行われました。審査員として、私も参加させていただきました。小中学生の皆さん、非常に堂々と発表をされておりました。このスピーチコンテストだけで終わらせるのはちょっともったいないかなというぐらいの出来だったのではないかなと思います。

その他、各種団体の行事等に出席させていただきました。

以上、ご報告とさせていただきます。

これについて、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これより本日の議事に入りたいと思います。議案8件、その他が2件となっております。

それでは、「議案第1号 教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に補助執行させるものに係る事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

宮本教育政策
課長

「議案第1号 教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に補助執行させるものに係る事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」ご説明させていただきます。

今まで市民協働部に市民図書館という組織が設けられていたものを、指定管理者が事務の一部を担うこととなり、事務の執行効率を図るため、いきがい学習課が担うこととなりました。

これに伴いまして、今まで図書館長が専決してきました事務の5項目を整理統合しまして、4項目をいきがい学習課長が行う専決事項として加えることとなりました。

美濃教育長

説明は終わりました。この件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ないように見受けられますので、「議案第1号 教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に補助執行させるものに係る事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を、可決することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

美濃教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第1号 教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に補助執行させるものに係る事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」は、可決されました。

続きまして、「議案第2号 松原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

宮本教育政策課長	<p>事務局より説明を求めます。</p> <p>「議案第2号 松原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」でございますが、先ほどご説明させていただきましたように、市民図書館業務をいきがい学習課が担うこととなりました。これに伴いまして、図書館長印の公印監守者をいきがい学習課長が担うこととなり、また、外部施設で使用することとなっております、市民図書館専用の教育委員会副印及び使用することがなくなりましたので、松原市民図書館印を廃止するものでございます。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>この件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>ないように見受けられますので、「議案第2号 松原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を、可決することにご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第2号 松原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」は、可決されました。</p>
道屋教育研修センター長	<p>続きまして、「議案第3号 松原市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインの策定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第3号「松原市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインの策定について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案説明資料の6ページをごらんください。平成31年3月に大阪府のガイドラインが策定されて、子どもが登下校中に限り、携帯電話を所持できるよう、「原則持ち込み禁止」の方針を「一部解除」することとしました。このガイドラインにつきましては、4月の教育委員会議で情報提供させていただきました。今回もご参考までに教育委員の皆様方には再度配布させていただいております。</p> <p>その大阪府のガイドラインを踏まえまして、校長会や市のPTAの役員会、また生徒指導担当教員等と検討を重ねてまいりました。その結果、松原市ではこれまでどおり、携帯電話の持ち込みについては原則禁止とする松原市のガイドラインを作成いたしました。</p> <p>議案に戻っていただきまして、第3号の次にガイドラインを載せておりますので、ご覧ください。</p> <p>また、議案説明資料の7ページには、保護者への説明文書、ここについては、これまでどおり原則禁止とすることにしましたということを書いているのですが、希望される保護者については、同意確認書を配布することになっております。その同意確認書というのが、8ページに載っているものになります。そちらもご覧になっていただけたらと思います。</p>

美濃教育長

説明は終わりました。この件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

佐野委員

持ってきたらだめですよということと、それから、登下校中もだめですよというのは、その部分は全然問題ないのですよ。ただ、問題になるのは、携帯電話を持っていることではなくて、いわゆるSNSであるとか、その辺の使用を根本的に何とかしないとイケないと思うのです。そこに関しての入り口が難しいですから。かといって、放ったらかしにする訳にはいかないと思うのです。そこに関しては、今後どういうふうを考えていくのかというのが、すごく気になるところです。

道屋教育研修
センター長

本当におっしゃるとおりだと思います。学校には持ち込み禁止といっても、スマートフォンというのは子どもたちの生活の中にどんどん入ってきていますので、ガイドラインの中にも、実は「学校での指導について」というところで書かせていただいているのですけれども、やはり急速に普及している中で、ネットを介したいじめであるとかトラブル、盗撮、自撮り等の犯罪被害といったことに遭わないようにということで、学校はこれまで以上に携帯電話等の、そういう被害の防止とか情報モラル、それから、携帯電話を使うこと以外の、よりよい人間関係づくり等に取り組んでいくということが必要であるというふうに入れさせていただいておりますので、今後も学校のほうで、情報モラルについてはこれまで以上に取り組んでいきたいと思っております。

佐野委員

すごくよくわかります。でも、学校の中で指導をしたところで、やるのは夜であるとか夕方であるとかですよ。止めるに止められない訳ですよ。私が思うには、親が監視するというのも子どもが使うときの条件として、それを親に、やはり責任を持ってもらうというような方向で考えないことには、子どもだけに任す訳には絶対イケないと思うのです。

道屋教育研修
センター長

それも本当におっしゃるとおりです。ガイドラインの中に、「保護者の責任について」というところも載せさせていただきました。持たせるかどうかは保護者の判断で、私たちはそれを否定するものでも推奨するものでも、そういう立場ではないのです。

ただ、持たせる限りは、やはり子どもが安心、安全に暮らせるように、トラブルに巻き込まれないようにということで、ルールを設定していただきたいということであるとか、その学校のルールにつきましても、守らせていただくようにということで、そこについても保護者の皆さんにもこのガイドラインを配ろうと思っておりますので、そういうことで啓発していきたいと思っております。

和田委員

佐野委員のご意見と同じですけれども、規則で縛っていても、結局それは逆にこそこそすることを促すだけなので、むしろ学校の教育の中で、例えば2時間見ることがどんな悪影響を及ぼすのか、3時間見るのがどんな悪影響を及ぼすのかというような、やはり子どもたちに啓発するような取り組みを、ぜひ検討していただきたいと思います。

道屋教育研修センター長	<p>いろいろなデータが出されていて、長時間するほど体に支障が出るとありますので、自分でやはり2時間だったら2時間と決めてやるとか、そういう方向で子どもたちが考えられるように、ぜひ、していただきたいなというのを思います。</p> <p>あと、質問なのですが、この学校への持ち込みの同意確認書の関係なのですが、どのような場合を想定されていますか。保護者が同意確認書を持ってこられたら、校長は無条件に許可を出すのか、それとも、臨時的にどうか、理由についてある程度精査して出そうとされているのか。理由を決めておられるのであれば、どんな場合を想定されているのか。その辺の議論を教えていただけませんか。</p> <p>一応原則禁止ではありますが、緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、やむを得ない事情がある場合は、というふうに書かせていただいているのです。</p> <p>その、やむを得ない事情というのが、ご家庭によっても、いろいろ考え方もございますから、学校に言ってくるケースは今も様々あります。ですので、結局は学校長がその中で判断するということにはなるのですが、例えば、お仕事で放課後帰ってからの連絡がとりにくいであるとか、あるいは、登下校中の安全について不安に思われる保護者の方は、やはり持たせたいというようなことなどがございますので、それについては学校長が判断して、今でも許可をしているケースもあるということになっております。</p>
岡林学校教育部次長	<p>このガイドラインを市として作成するに当たっては、市独自で、事務局だけで考えたのではなくて、松原市のPTA協議会の皆様にもご意見を聞いております。持ち込みについては非常に怖い、子どもたちが逆に変な被害の対象になる、加害者にもなる可能性もあり、持ち込みについては慎重に考えてほしいという意見が多数あったところですので、原則、やはり今までどおり禁止ということで、そういう文書を出させていただきます。</p> <p>保護者の方々もこの文書があれば、やはり持って行けないのだと、子どもたちにも改めて家の中で話ができるかなという感触も得ましたので、これでいかせていただきたいなと思います。</p> <p>同意書については、必要な方ということですので、学校に言わないと同意書がもらえない。同意書を書けなければ学校に持ち込めないということですので、やはりよく考えていただくハードルは作ったつもりですので、子どもたちの安心、安全ということを大事に考えてやっていきたいと考えております。</p>
有馬委員	<p>2つ質問があります。学校が持ち込みを認める場合の2の「保管方法」とあり、これは各学校が考えることになっているみたいなのですが、どういう保管方法になるのかということと、小中学校における携帯電話の取り扱いについての配布と一緒に、このガイドラインをお知らせとして出すのかということをお聞きしたいのですが。</p>
道屋教育研修センター長	<p>1つ目のご質問ですけれども、校内での保管方法ということで、府のガイドラインには個人で保管させると書いてあったのですが、ご意見をいろいろいただく中で、紛失や破損があったときに、それが全部保護者の責任</p>

になるというのもどうなのだろうとか、保管についてはいろいろな意見がありました。

個人で保管させるか、あるいは学校で、職員室で預かるかということ、職員室で預かるにしても、たくさん来たらどう対応するのだと。それは学校の責任になるのかといった、いろいろなご意見をいただく中で、学校でも、うちの実態でいえば、個人で持たせるほうが良いというところもあります。例えば小学校の低学年なら、そこにずっと入れていて出さない方がよいという考えのところもあるし、あるいは、やはり盗撮などがあるといけないので、学校で預かりたいという考えのところもあるということで、各学校の実態に応じていろいろな意見がありましたので、学校が指示する方法という形で書かせていただきました。

2点目ですけれども、ガイドラインにつきましては、この保護者へのご案内の裏につけて一緒に配らせていただこうかと考えております。

有馬委員

そのガイドラインについてなのですが、保存用とわかるように、「保存」という言葉を入れておいてほしいなと思います。

お知らせみたいな感じで、ポイと捨ててしまう可能性もあるので、「保存」というふうに一言書いてくれているほうが、親は多分捨てないと思います。

あと、やはり子どもにも携帯の使用について考えるべきだと考えるならば、子どもにわかりやすいようなガイドラインを作ってもらえたらと思います。子ども自身が読んで、携帯について、SNSについて考える機会、親と話す機会も増えると思うので、もしできるならば、子ども用にも作ってもらえればと思います。

これだけ見たとき、低学年の子が見たときに、まず漢字が読めないのも、その辺の工夫をしてもらえたらと思いました。

道屋教育研修センター長

保存版みたいな感じでは、させていただこうかと思います。

ガイドラインにつきましては、保護者に向けてのものなので。携帯電話の取り扱いについてとか、情報機器との上手な付き合い方みたいなことについては、子ども向けのものも用意もされているので、そちらで、学校で指導していけたらと考えているところです。

栗崎委員

以前、恵我南小学校にプロの方が来られて、携帯電話の講習会がありました。

ちらっと聞いただけなのですが、すごくわかりやすく、子どもたちも集まって、保護者の方もいらっしゃったかと思います。ああいったことは全校でされたのですか。

道屋教育研修センター長

情報モラル教育というのは、小学校、中学校、全校で行っています。多分この間のISSの中で、恵我南小学校がやっていたのは、子どもたちと保護者に情報ネットワークの方がすごくわかりやすく説明してくれました。親子で学べる内容で、家に帰ってからも親子で話ができてよかったという話は聞いています。

あのスタイルで、親子で一緒に学ぶというのは広がりつつあります。今は、調べたところによりますと、22校中10校が、ああいう形でされていると聞いております。

栗崎委員	今後もされる予定はあるのですか。
道屋教育研修センター長	それにつきましても、学校が計画してするのですけれども、私の経験でいきますと、情報機器の世界というのは1年たつと劇的に変わるので、毎年同じ方に来ていただいて、その都度、そのときの危険性とか、そういう情報を得るといことは、非常に有益だということによって続けている学校が多いと聞いております。
栗崎委員	ありがとうございます。ぜひ続けていっていただきたいと思います。
田中委員	それに関連して、学校の指導についてなのですけれども、今まで以上に積極的に取り組むことが必要ということなのですが、今までは一体どうだったのか、そして、これからどのようなことを考えておられるのかを教えてくださいたいのですが。
道屋教育研修センター長	<p>今まで情報モラル教育という、親子で学ぶようなものもありますけれども、具体的に生活の中でのインターネット上でのトラブル、例えばLINEでのトラブル、こういう場合はどうしますかみたいな具体的な設定で、子どもたちに考えさせて、いろいろ討議しながら、どうしたらいいかというのを考えさせるという、そういう授業をされています。</p> <p>あるいは、会ったことない人から写真を送るように言われたらどうしますかというような、そういう具体的なことの中で考えさせるということを中学校を中心にやってきたのですが、やはり今、小学校から必要かなというふうにも感じておりますし、今やっていることと、また、新たないろいろな今の情報社会の中での危険性などについては、どんどん新しい授業案を考えながら、指導主事が行って教えたりすることもあるのですが、そういうようなことをより充実させていきたいと考えております。</p>
横田学校教育部長	<p>つけ加えですけれども、まさにあした、三中校区のISS再認証・事前指導、そしてあさって四中、七中校区の認証が控えているのですが、現に、子どもたち、生徒会、児童会の自主的な取り組みで、スマホのルールを決めたり、あるいは、アンケートをとって自分たちで実態の調査をしている学校も多く見受けられますので、これは学校の指導ということですが、一方的に教員が指導するばかりでなくて、子ども自らの自主的な、子どもたちのほうが詳しいというのが本音のところ、本音のところは子どものほうが教員より詳しい、使い方について開拓しますので。そういうこともあるので、子どもも、そして一番大事なのは保護者ですよね。その保護者も含めて一緒にISSの取り組みも含めまして考えていくということも、学校には啓発していくつもりでございます。</p>
田中委員	<p>そうだと思うのです。子どもたちだけに教えるではなくて、保護者も教える。そしてまた周りの人も教える。社会的な問題だと思うので、それを学校だけでやるというのも、少し無理があるのかもしれないのですが、ただ、今おっしゃっていただいた、そういった指導を単発的にやるのではなくて、継続的にやるということが一番必要なのかなと思うのです。</p>

だから、月に1回、週に1回、その辺はわかりませんが、要は、継続的にやっていって、同じことを何度も伝えていく。それは子どもにもそう、親御さんにもそう、そして地域の方にもそうです。ISSという素晴らしい取り組みをされていますから、そういった中でもやっていっていただきたいと思います。

本当に、大人でも危ないのですから、子どもが危なくなるのは当然なので、それを誰が守るかといったら、親が守らないといけないし、学校が、先生方が守らないといけないと思うので、我々も含めて考えていきましょう。ありがとうございます。

美濃教育長

ありがとうございます。私も、情報教育の関係で研究をしている友人なんかにも聞いたのですが、SNSで、我々の世代だと、知らない人に会ったらだめだというふうに考えるけれども、子どもたちは、会ったことはないだけの知っている人という感覚で会いに行ってしまうということらしいので、その辺の感覚の違いというのも、保護者世代がしっかり認識した上で、子どもたちと接しないといけないのだろうなというふうに思います。

その他、何かございますでしょうか。よろしいですか。

ないように見受けられますので、「議案第3号 松原市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインの策定について」を、可決することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

美濃教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第3号 松原市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインの策定について」は、可決されました。

続きまして、「議案第4号 松原市図書館適正配置等検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

お願いします。

手束図書館長

「議案第4号 松原市図書館適正配置等検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、市民図書館がいきがい学習課と統合することから、委員会の開催の実務を行う庶務を市民図書館からいきがい学習課に変更するものです。

美濃教育長

説明は終わりました。この件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ないように見受けられますので、「議案第4号 松原市図書館適正配置等検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を、可決することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

美濃教育長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議案第4号 松原市図書館適正配置等検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について」は、可決されました。</p> <p>続きまして、「議案第5号 松原市民図書館管理運営規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。</p>
手東市民図書館長	<p>「議案第5号 松原市民図書館管理運営規則等の一部を改正する規則の制定について」ですが、こちらは、現在、松原図書館のコピー機の使用料が、白黒10円、カラーコピー30円と、直営館として運営している場合の設定金額としています。現在、直営館でカラーコピー機は使っておらず、一旦このカラーコピー機の設定料金の30円を削除し、改めて現在のコピー機、こちらのほうを指定管理者側に使っていただくことになっているのですが、料金の原価計算をしたところ50円の金額が妥当ではないかということで、今回改正として上げさせていただいております。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。 この件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>ないように見受けられますので、「議案第5号 松原市民図書館管理運営規則等の一部を改正する規則の制定について」を、可決することにご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議案第5号 松原市民図書館管理運営規則等の一部を改正する規則の制定について」は、可決されました。</p> <p>続きまして、「議案第6号 松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。</p>
手東市民図書館長	<p>「議案第6号 松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定について」ですが、市民図書館がいきがい学習課と統合することで、防犯カメラの管理責任者を、市民図書館長からいきがい学習課長に変更するものです。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。この件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>ないように見受けられますので、「議案第6号 松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定に</p>

	<p>ついて」を、可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第6号 松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定について」は、可決されました。</p> <p>続きまして、「議案第7号 松原市民図書館ボランティア活動要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
手東市民図書館長	<p>「議案第7号 松原市民図書館ボランティア活動要綱の一部を改正する要綱の制定について」ですが、令和2年1月26日から、松原市民松原図書館の運営が指定管理者で運営されることから、指定管理者においても運営できるようにボランティア要綱を改正するものです。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。この件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>
有馬委員	<p>松原市民図書館ボランティアに登録すると市内の図書館で活動できるという意味なのでしょうか。</p>
手東市民図書館長	<p>我々図書館側とボランティアの方、ともに結構いろんな行動をさせていただいており、ボランティアの活動は多岐にわたっておるのですけれども、代表的なのは、館内で子どもたちに読み聞かせをすることであったり、開架、返却した本を戻すとか、大きなイベントのときに、例えば道具を運んだりするお手伝いとか、そういうふうな内容でいただいています。あるいは、録音図書を作成するボランティアさんの方がいらっしゃいます。その方々が、どういう方々が来られて活動しているのかというのを把握したいということと、日程を連絡するというのを、この規則でまとめています。</p> <p>現在直営の場合は、市民図書館長がそれを担っていたのですけれども、今回の改正で教育委員会、担当する部署、今度であればいきがい学習課が取りまとめて、そちらから連絡をしながら活動してもらい、中継ぎをするということ。指定管理者でそれを陣頭するというのはなかなか難しいので、一旦こちらで預かって、指定管理者側でもそういう活動ができるような形でまとめ上げているのが、今回の改正になっております。</p>
和田委員	<p>解釈なのですが、改正後の第2条第7項で、「その他教育委員会が必要と認めるもの」となっていますが、実質やられるのはいきがい学習課ですよ。だから、教育委員会がという形でまず定めて、教育委員会がこの業務について、さらにいきがい学習課に先ほど決定した事項で委嘱しているというふうに理解するわけですか。</p>
手東市民図書館	<p>いきがい学習課が補助執行でやっていますので、いきがい学習課が教育委</p>

館長	員会的な役割を果たしているということです。委員会と書いていますけども、あくまでもその役割は、我々いきがい学習課が担っていくということになります。
和田委員	仕事としていきがい学習課がやられますと言ったので、それでは、本当ならすんなりといきがい学習課と書いておけばいいのではと思ったのですが、なかなかそうはいかないのですね。
栗崎委員	このボランティアの方々というのは、資格などは全然要らないのですか。
手束市民図書館長	各種団体さんがいらっしゃるので、資格をあえて取るとか、そういうことはないです。
栗崎委員	どなたでもいいということですか。
手束市民図書館長	はい。
栗崎委員	もし適正ではなかった場合、読み聞かせの場合に聞こえにくいとか、いろいろあると思うのですが、そういう場合はどうされるのですか。
手束市民図書館長	今までそういった方々がいらっしゃらなかったのですが、我々一緒にやっていく中で、そういうことがあつたら間に入れていただいて、お話をしながらやっていかないといけないのかなとは思いますが、ただ、現実的に、そういう方々はいらっしゃらないです。
栗崎委員	ありがとうございます。
美濃教育長	ほかに何かございますか。
	ないように見受けられますので、「議案第7号 松原市民図書館ボランティア活動要綱の一部を改正する要綱の制定について」を可決することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
美濃教育長	異議なしと認めます。 よって、「議案第7号 松原市民図書館ボランティア活動要綱の一部を改正する要綱の制定について」は、可決されました。
	続きまして、「議案第8号 松原市民図書館における電子書籍の利用に係る管理運営に関する要綱を廃止する要綱の制定について」を議題といたします。
	事務局より説明を求めます。
手束市民図書館長	「議案第8号 松原市民図書館における電子書籍の利用に係る管理運営

館長	<p>に関する要綱を廃止する要綱の制定について」ですが、今度新たに新図書館の図書システムと電子書籍に関するシステムが連動することから、電子書籍の利用に関する、この要綱について整理し、当要綱で定めることではなく、指定管理者が別途定めることになることから廃止するものです。</p> <p>1月26日から電子書籍について連携するようなシステムが稼働することを予定しておりますので、今回、廃止とさせていただいたということでございます。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。この件について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>ないように見受けられますので、「議案第8号 松原市民図書館における電子書籍の利用に係る管理運営に関する要綱を廃止する要綱の制定について」を、可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第8号 松原市民図書館における電子書籍の利用に係る管理運営に関する要綱を廃止する要綱の制定について」は、可決されました。</p> <p>続きまして、その他案件に入ります。</p> <p>「令和元年度中学校海外交流事業について」の説明をお願いいたします。</p>
森教育推進課長	<p>先ほど教育長からもお話がありました、昨年12月25日からの3日間、中学生海外交流事業ということで、台北市のほうに行っていました。</p> <p>机上に、報告書ということでまとめさせていただいております。行程等は書かせていただいているとおりののですが、めくっていただくと、写真がたくさん載っているかと思えます。</p> <p>今回、2年続けて台北市立龍山国民中学というところと交流をすることができました。早くからこの中学校とのやりとりの中で、ホームステイを実現することができました。去年は2日間ともホテル泊ということでホームステイは叶わなかったのですけれども、週末をかけてビジット・ステイというように、たくさん交流をさせていただきました。今年は、平日の日程ということもあって、学校交流の後、夕方からのホームステイ、また次の日は、私たちだけのグループ活動の後、また再度、家庭と合流をしてホームステイをするというような、夜からのことではあるのですけれども、2日間ともこういうホームステイを経験できたということが、非常に子どもたちにとっては大きかったのではないかなと思っています。</p> <p>私、一緒に行かせていただいて、ホームステイに行っている間の子どもたちの様子が、やはりわからないものですから、そのあたりは、いいことも含めて、どうなのかなということをずっと気にかけていたのですが、向こうの龍山国民中学の先生にすごくご配慮いただきまして、向こうの生徒さんから写真やそういうものが、全部教頭先生に入りまして、教頭先生から私にもリアルタイムで写真がどんどん携帯に入ってくるというようなシステムですので、どの子がどの家庭で、どんな様子なのかというのが、写真が本当にた</p>

くさん来ましたものですから、楽しそうにしているなどか、少なくとも何かトラブルがあるようには見受けられないなというようなことは感じることができました。

話すとき長くなりますので、またゆっくりと読んでいただきたいところなのですが、最後の、終わりにと書いているところ、1つ戻っていただいて、たくさん文字があるのですが、海外交流事業を通じて自分自身が成長したこと、ということの後ろにまとめさせていただいています。

最後の子どもたちを見ていただきたいのですが、1人では乗り越えられない場面がたくさんありました。スマホを使ったり、通訳をしてもらったりと、自分の弱さをすごく実感したという子どもの感想です。今後は自分の力で頑張りたいということと、先生が過去の出来事も自分次第では未来につながるんだということで、夢を持って頑張っていきたいということを語ってくれました。こういった気づきを、今後の学校生活、卒業後も生かしていただけたらなと思っています。

ただ、大事なことは、この行った28人の子だけではなく、やはりこれを学校にどう返していくかということだと思いますので、もう既に各学校のほうで、集会等、写真を使っての報告会を実施していただいていると聞いております。私たちも、スライド集などをまとめておりますので、また学校にも配布させていただいて、市役所では3月16日から1週間、1階のフロアで展示会をしようと思っておりますので、もしお時間がございましたら見ていただけたらなというふうに思っております。

本当にいい経験ができました。来年度も引き続き取り組みたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

美濃教育長

説明は終わりました。この件について、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

栗崎委員

ホームステイができてすごくよかったと思うのですが、今度、向こうから来られた場合、ホームステイをこちらのほうは提供するのですか。

森教育推進課長

そこが一番今悩んでいるところで、向こうの龍山国民中学校から、もう既に行きたいと言っています。

昨年度も、実際5月末に来られています。そのときには曜日の関係もあつたので、第七中学校に受け入れをしていただいて、週末の1日、朝から夕方まで、それぞれ12、3人ほど来たのですが、13の家庭に協力をいただいで、大阪城など、さまざまな大阪の文化を1日かけて体験して、夕食を食べるところまでお願いをさせていただいて、ホテルで私も待ち受けて合流するというようなことをしました。ホームステイではないのですが、ビジット・ステイという形です。

今後、今年も来るといふふうに言っているのですが、日程を調整して、可能な限りこちらでのホームステイを受け入れるような体制を学校と協議していきたいなと思っています。

今のところ、1つの中学校で対応するのか、オール松原で対応するのか、そういったところも考えていきたいと思っておりますので、またご連絡させていただきます。

栗崎委員	ありがとうございます。
美濃教育長	他にございますでしょうか。 よろしいですか。 続きまして、「令和元年度成人式事業について」の説明をお願いいたします。
前崎地域教育課長	この1月13日に令和元年度の成人式を行いました。教育委員の皆様には、ご出席いただきましてありがとうございました。 今年度の対象者は、1,391名でした。そのうち参加されたのは940名、率にしまして67.6%。昨年が60%でしたので、数字的に見れば、今年は昨年よりもかなり多く参加していただいたなと思います。 そして、内容につきましては、例年ミニコンサートなどをやっていたのですが、今年は実行委員会からの希望がありまして、過去のアルバム、自分たちの卒業アルバム、お世話になった先生たちのビデオメッセージなどを、実行委員会の方が学校にとりに行って、それを上映するというのをさせてもらいました。その結果、私が聞いているところでは、結構よかったのかなと思っています。 来年度につきましては、実行委員会などで話し合いをしながら、またやっていきたいと思います。 ありがとうございました。
美濃教育長	説明は終わりました。この件について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。
田中委員	質問ではないのですが、今おっしゃられたように、アルバムを見せてもらったのですが、成人に皆さんの反応がものすごくよかったです。わあわあ、きゃあきゃあ言いながら。あれはいいなと思いました。自分が見ても懐かしいと思うだろうし、次々に写真が変わるから、どこだろうと言いながら、みんな楽しそうにやっていたので、あれはよかったのではないかなと思います。 実行委員の方々、写真を集めるのも大変だったと思うのですが、皆さん楽しんでおられたと思います。ありがとうございました。 ちなみに、940名みんなは会場に入れませんか。
前崎地域教育課長	はい、そうです。入りたくても入れない方も当然おられたと思うのですが、初めから外で話しているほうがいいという方もたくさんおられました。 大体、中のキャパシティが500名ぐらいですので、キャパシティ的には少し足りないというのは毎年課題として残っております。
美濃教育長	市内にはあれ以上のキャパシティのところがないのですか。
前崎地域教育課長	はい。

美濃教育長

そうなるやはり市外でやるというのもなかなか難しいので、どうしても
そういうことになるのかもしれませんがね。
他に何かございませんでしょうか。

それでは何もないようでございますので、以上で本日の日程については全
て終了いたしました。

これをもちまして、1月の定例教育委員会を終わります。どうもありがと
うございました。

(閉会宣言午後3時52分)

署 名 教育長 美濃 亮

委 員 有馬 章亜